



Q081. 運営規程ってなに？



A. 事業の運営に関する重要事項のことよ。

事業所の指定を申請するときに提出する書類のことなの。
利用者との契約時に確認してもらう、[重要事項説明書](#)、と対になる書類よ。
事業の目的、など以下のことが書かれているわ。

- ①事業の目的及び運営の方針
- ②[従業者](#)の職種、員数及び職務の内容
- ③営業日及び営業時間
- ④[サービス提供時間](#)
- ⑤利用定員
- ⑥指定[放課後等デイサービス](#)の内容並びに通所給付決定保護者から[受領](#)する費用の種類及びその額
- ⑦通常の事業の実施地域
- ⑧サービスの利用にあたっての留意事項
- ⑨緊急時等における対応方法
- ⑩[非常災害](#)対策
- ⑪事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- ⑫[虐待の防止](#)のための措置に関する事項
- ⑬その他運営に関する重要事項

京都市では、就業規則も提出が必要になるの。
指定権者によって、微妙な違いがあるのね。

こうやって見ると、重要事項説明書と、内容はほぼ一緒よね。
この運営規程に変更が出た場合は、指定権者に変更届をすみやかに提出されなくては行けないの。
もちろん、運営規程に変更が出れば重要事項説明書にも変更が出る、ということなのよ。

[《MENU》](#)

[《契約内容報告書ってなに？](#)

[加算と減算って？》](#)

放課後等デイサービス支援事業
Support Project of
Day-service for After-school
At Kyoto

2022-03-28 掲載